

一、本会議の審議概要

○昭和五十八年九月八日 木曜日

開会 午前十時一分

日程第一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

休憩 午前十時二分

再開 午後一時一分

日程第二 会期の件

右の件は、七十日間とすることに決した。

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、国民生活・経済に関する総合的かつ長期的な調査のため委員三十名から成る国民生活・経済に関する調査特別委員会、外交・総合安全保障に関する総合的かつ長期的な調査のため委員三十名から成る外交・総合安全保障に関する調査特別委員会、科学技術振興に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員二十名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員二十名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査し、

備

考

その対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査のため委員二十五名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、エネルギーに関する諸問題を調査し、総合的かつ長期的な対策樹立に資するため委員二十名から成るエネルギー対策特別委員会を設置することに全会一致をもつて決し、議長は直ちに特別委員を指名した。

散会 午後一時五分

○昭和五十八年九月十日 土曜日

開会 午後零時一分

日程第一 国務大臣の演説に関する件

中曽根内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後零時三十分

○昭和五十八年九月十三日 火曜日

開会 午前十時一分

大韓航空機墜撃事件に関する決議案（遠藤要君外九名発議）（委員会審査省略要求事件）

九・九 開会式

（衆議院）

九・一〇 国務大臣の演説

一二、一三 演説に対する質疑

九・一三 ヒラリー・アイルランド大

統領夫妻本会議傍聴

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、遠藤要君から趣旨説明があつた後、全会一致をもつて可決された。

安倍外務大臣は、右の決議について所信を述べた。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、宇宙開発委員会委員に井上啓次郎君、公害等調整委員会委員に三浦大助君、公安審査委員会委員に荻原伯永君、労働保険審査会委員に高橋久子君を任命したことを承認することに決した。

日程第一 国務大臣の演説に関する件(第二日)

小山一平君、嶋崎均君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後零時十四分

○昭和五十八年九月十四日 水曜日

開会 午前十時三分

日程第一 国務大臣の演説に関する件(第三日)

多田省吾君、小笠原貞子君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前十一時三十四分

再開 午後一時一分

休憩前に引続き、井上計君、喜屋武眞榮君、青木薪次君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後二時五十二分

○昭和五十八年九月二十一日 水曜日

開会 午後零時二分

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、行政改革に関連する諸法案を審査するため委員三十五名から成る行政改革に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

日程第一 北海道開発審議会委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、丸谷金保君を指名した。

散会 午後零時四分

○昭和五十八年十月七日 金曜日

開会 午前十時八分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、宇宙開発委員会委員に大塚茂君、公正取引委員会委員に宗像善俊君、公害健

(衆議院議決)

一〇・六 国家公務員及び公共企業

体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案
(第九十八回国会閣法第

康被害補償不服審査会委員に榊孝悌君、首尾木一君、日本銀行政策委員会委員に武田誠三君、中央社会保険医療協議会委員に高橋勝好君、運輸審議会委員に国島文彦君、降矢敬雄君、日本放送協会経営委員会委員に大見正俊君、竹田弘太郎君、楨哲夫君、日本電信電話公社経営委員会委員に横田郁君、吉國一郎君、労働保険審査会委員に北村孝生君を任命することに同意することに決した。

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、竹下大蔵大臣から趣旨説明があつた後、穂山篤君、中野鉄造君、近藤忠孝君、柄谷道一君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 日本放送協会昭和五十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右の件は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、委員長報告のとおり是認することに決した。

日程第二 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第三 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午後零時二十二分

五三号）

一一・二 コール・ドイツ連邦共和国首相の演説（参議院議場）

一一・一一 レーガン・アメリカ合衆国大統領の演説（衆議院議場）

一一・一六 衆議院会期延長議決（十二日間）

（衆議院議決）

一一・一七 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（第九十八回国会閣法第二〇号）

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（第九十八回国会閣法第二一号）

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第一号）

○昭和五十八年十一月十八日 金曜日

開会 午後三時四十一分

元議員古池信三君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞を贈呈した旨報告し、その弔詞を朗読した。

元本院議長河野謙三君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞を贈呈した旨報告し、その弔詞を朗読した。

議院運営委員長から政治倫理に関する協議会の設置に関し発言があつた。

日程第一 一 国家行政組織法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する

法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、総務庁設置法案、総

理府設置法の一部を改正する等の法律案、総務庁設置法等の一部を改正する

法律案並びに行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案（趣旨説明）

右は、齋藤国務大臣、丹羽国務大臣から順次趣旨説明があつた後、上條勝久君、佐藤三

吾君、中野明君、安武洋子君、伊藤郁男君、青木茂君がそれぞれ質疑をした。

議員辞職の件

右の件は、戸塚進也君の辞職を許可することに決した。

散会 午後六時五十分

国家行政組織法の一部を改正する法律案（第九十八回国会閣法第三九号）（修正）

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（閣法第一号）

総務庁設置法案（閣法第二号）

総理府設置法の一部を改正する等の法律案（閣法第三号）

総務庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第四号）

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案（閣法第五号）

（衆議院行政改革特別委員会）
一〇・三 参考人

四、五 公聴会
七 可決

（衆議院本会議）
一〇・一一 可決

（参議院行政改革に関する特別委員会）
一一・二四 参考人

○昭和五十八年十一月二十八日 月曜日

開会 午前十時十三分

議長不信任決議案（市川正一君外一名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、市川正一君から趣旨説明があつた後、否決された。

日程第一 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（鉄道労働組合関係）（第九十九回国会内閣提出、第百回国会衆議院送
付）

日程第二 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（国鉄労働組合関係）（第九十九回国会内閣提出、第百回国会衆議院送
付）

日程第三 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（国鉄動力車労働組合関係）（第九十九回国会内閣提出、第百回国会衆

二六 可決

（参議院本会議）

一一・二八 可決

一一・二五 胡耀邦・中国共産党中央

委員会総書記の演説（衆
議院議場）

議院送付)

日程第 四 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（全国鉄施設労働組合関係）（第九十九回国会内閣提出、第百回国会衆
議院送付）

日程第 五 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（全国鉄動力車労働組合連合会関係）（第九十九回国会内閣提出、第百
回国会衆議院送付）

日程第 六 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（国鉄千葉動力車労働組合関係）（第九十九回国会内閣提出、第百回国
会衆議院送付）

日程第 七 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（日本電信電話労働組合関係）（第九十九回国会内閣提出、第百回国会
衆議院送付）

日程第 八 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（全国電気通信労働組合関係）（第九十九回国会内閣提出、第百回国会
衆議院送付）

日程第 九 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（全専売労働組合関係）（第九十九回国会内閣提出、第百回国会衆議院
送付）

日程第一〇 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十九回国会内閣提出、第百回国会衆
議院送付）

日程第一一 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（全逓信労働組合関係）（第九十九回国会内閣提出、第百回国会衆議院
送付）

日程第一二 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の
処遇を受ける常用作業員を含む。）」（第九十九回国会内閣提出、第百回国
会衆議院送付）

日程第一三 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処
遇を受ける者を除く。）」及び定期作業員」（第九十九回国会内閣提出、第百
回国会衆議院送付）

日程第一四 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処
遇を受ける常用作業員を含む。）」（第九十九回国会内閣提出、第百回国会
衆議院送付）

日程第一五 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め

るの件（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）（第九十九回国会内閣提出、第一百回国会衆議院送付）

日程第一六 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（全印刷局労働組合関係）（第九十九回国会内閣提出、第一百回国会衆議院送付）

日程第一七 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（全造幣労働組合関係）（第九十九回国会内閣提出、第一百回国会衆議院送付）

右の十七件は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて委員長報告（公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認）のとおり決した。

日程第一八 商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の権利に関する暫定措置法案（衆議院提出）

日程第一九 日本学術会議法の一部を改正する法律案（第九十八回国会内閣提出、第一百回国会衆議院送付）

右の両案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一八は全会一致をもつて可決、日程第一九は可決された。

日程第二〇 昭和五十八年分の所得税の臨時特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送

付)

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

日程第二一 個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

議長は、日程第二二乃至第二七を一括して議題とする旨を宣告した。

内閣委員長高平公友君解任決議案（内藤功君発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、内藤功君から趣旨説明があつた後、否決された。

日程第二二 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（第九十八回国会内閣提出、衆議院送付）

日程第二三 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（第九十八回国会内閣提出、衆議院送付）

日程第二四 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（第九十八回国会閣法第二一号、衆議院送付）

日程第二五 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

院送付)

日程第二六 特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第二七 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(閣法第一一号、衆議院送付)

右の六案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、日程第二三に對する討論の後、可決された。

議長は、日程第二八を議題とする旨を宣告した。

選挙制度に関する特別委員長松浦功君問責決議案(山中郁子君発議)(委員会審査省略要求事件)

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、山中郁子君から趣旨説明があつた後、否決された。

日程第二八 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

右の議案は、選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第二九 国家行政組織法の一部を改正する法律案(第九十八回国会内閣提出、第百回国会衆議院送付)

日程第三〇 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第三一 総務庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第三二 総理府設置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第三三 総務庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第三四 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の六案は、行政改革に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

日程第三五 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第三六 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の兩案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第三七乃至第六五の請願

右の請願は、社会労働委員長外五委員長の報告を省略し、全会一致をもつて各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

右の件は、次の案件について委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、 検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、 国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、 租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、 教育、文化及び學術に関する調査

社会労働委員会

一、 社会保障制度等に関する調査

一、 労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、 農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、 産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、 運輸事情等に関する調査

逓信委員会

一、 郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、 建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

- 一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

国民生活・経済に関する調査特別委員会

- 一、国民生活・経済に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査特別委員会

- 一、外交・総合安全保障に関する調査

科学技術特別委員会

- 一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

- 一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

- 一、災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

- 一、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

エネルギー対策特別委員会

一、エネルギー対策樹立に関する調査

議長は、国会会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

散会 午後零時四十三分